



「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」
ご説明資料

NHKと民放事業者との協力について

2023年 6 月 29 日

一般社団法人 日本民間放送連盟

本日のご説明

- ▶ はじめに
 1. 地上波放送の中継局(共同利用)について
 2. その他の検討項目について
- ▶ 結び

はじめに

- 我が国の放送は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入などを経営の基盤とする民放事業者による二元体制の下、それぞれの特性を活かし相互補完することで、全体として視聴者への適切な情報発信が確保されてきました。
- デジタル時代においてもNHKと民放事業者が必要に応じて連携・協力し、視聴者の期待に応えていくことは極めて重要です。
- 本タスクフォースが掲げる、NHKによる「日本の放送業界への貢献」によって、各地域における情報発信の重要な担い手でありながら厳しい経営環境にある民放ローカル局が、放送番組の制作・提供に注力し、今後も地域に貢献し続けていく環境が整うことを期待しています。

1. 地上波放送の中継局(共同利用)について(1)

民放事業者にとって検討項目①「地上波放送の中継局(共同利用)」が最も重要であり、全力で取り組むべき課題と考えます。

- 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(放送制度検討会)第19回において、広告会社の電通および博報堂DYメディアパートナーズから、テレビ広告収入の漸減により、民放のエコシステムに大きな影響があるとの説明がありました。スポット広告収入の割合が大きい民放ローカル局において影響は特に深刻であり、経費削減が喫緊の課題です。
- 放送制度検討会第8回(2022年4月15日)に報告した「民放の地デジ送信維持費について」(参考資料3)にあるとおり、民放のミニサテおよび小規模中継局は世帯カバー率が極めて小さい(合わせて3%程度)にも関わらず、年間維持費の負担が大きい(同約80億円/年)ことが問題です。こうした事情はNHKとも共通しています。
- NHKと民放との共同利用により、地デジの送信維持費を圧縮することを、多くの民放ローカル局が期待しています。

1. 地上波放送の中継局(共同利用)について(2)

「中継局の共同利用」の実現に当たっては、(a) 経済合理性の確保と、(b) 地域事情への配慮が大前提です。

【(a) 経済合理性の確保】

- 前述の「民放の地デジ送信維持費について」にも記載したとおり、NHKの中継局は、民放事業者よりも高コストであるとの認識です。
- 両者が協力・連携関係を深めるためには、現在の仕様の相違やその要因に関する分析が欠かせません。また、「あまねく受信」に関するNHKの措置義務と、民放の努力義務の違いに留意することも重要です。
- 前回の本タスクフォースでは落合構成員から「独占禁止法に配慮した具体化」について指摘がありました。これは重要な視点であり、同法への抵触を避けつつ適切に検討を進めるための方策等について、ご助言をいただきたいと考えます。

1. 地上波放送の中継局(共同利用)について(3)

【(b) 地域事情への配慮】

- 放送対象地域によって、中継局を取り巻く事情はさまざまです。地域事情の反映のためには、各地域において、放送事業者による個別具体的な検討が不可欠です。
- 共同利用の検討を全国各地に広げていく際は、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要と考えます。行政には今後の地方自治体などとの調整を含め、協力や支援を期待します。

【NHKと民放による検討の推進】

- 前回の本タスクフォースにおいて、NHKは中継局の共同利用について、「民放の皆さんとは適切な情報交換、勉強会等の実施から開始したい」などと述べ、検討を推進する方針を示されました。
- NHKには経済合理性の確保と地域事情への配慮を強く意識していただき、民放事業者が受け容れやすい提案をお願いします。

2. その他の検討項目について(1)

■NHKが、民放ローカル局の番組をBSで放送する場合(検討項目②)や、国際発信する場合(検討項目⑤)において、NHKの協力がローカル局の収支に寄与するためには、

▽ 放送番組の販売(番販)

▽ CM付きの放送

などが選択肢となります。ビジネスとして成り立つかどうかの視点での検討をお願いします。

2. その他の検討項目について(2)

- 2020年1月施行の放送法改正により、NHKには「民間放送事業者によるインターネット番組配信の円滑な実施に必要な協力をする努力義務」が規定されています。前回の本タスクフォース(資料1-3)では、これに関するNHKにおける取組実績として「TVerを通じた番組提供」が紹介されています。
- NHKは2019年8月からTVerに番組提供を行っていますが、現在も一度に視聴できるのは10数番組にとどまっており、残念ながら十分な規模とは言えません。
- NHK番組のTVerへの提供が難しい主な理由としては、▽フリーライドへの懸念(受信料の支払いがないユーザの利用)、▽広告との隣接への懸念、▽視聴データ共有の問題——などがあると聞いています。
- インターネット配信におけるNHKと民放の協力については、まずは現在実施している取り組みを検証する必要があると考えます。

結び

- 民放ローカル局の経営環境が厳しさを増す中で、経費削減は喫緊の課題です。民放連は検討項目①「地上波放送の中継局(共同利用)」が最も重要であり、全力で取り組むべき課題と考えています。
- 2023年5月の放送法・電波法改正により、「放送ネットワークの共同利用」が制度上可能となりました。早期に具体化できることを期待しています。
- 「地域の強みや良いところを地域の人々と共有することこそがローカル局の使命ではないか」。民放連の会員各社から、こうした意見を聞くことが増えました。ことは民放だけの問題ではありません。「公共政策として最低限確保すべき情報は何かという視点でアジェンダを整理すべきではないか」(曾我部構成員)との指摘は重要だと考えます。
- 民放とNHKとの共同事業においては、当事者である民放とNHKとの間で協力の在り方を検討し、合意形成することが重要です。行政は当事者間の検討を見守りつつ、当事者のニーズに合致した環境整備を後押ししていただきたいと考えます。